

令和 8 年度 第 2 回 浜田市地域公共交通活性化協議会

日 時 令和 8 年 7 月 21 日 (火)
13 時 30 分～15 時 00 分

場 所 浜田市役所 5 階 議会全員協議会室

1 会長あいさつ

2 報告事項

(1) 規約及び事務局規程について …………… 資料 1

(2) 第 1 回協議会（書面審議）の結果について…………… 資料 2

3 議題

(1) 令和 7 年度事業報告及び決算・監査報告について………資料 3-1、3-2、3-3

(2) 令和 8 年度事業計画及び予算について…………… 資料 4-1、4-2

4 その他

令和8年度 浜田市地域公共交通活性化協議会委員名簿

(敬称略、順不同)

番号	団体名等	役 職	氏名（現）	備考
1	浜田市	副市長	江 角 学	会長
2	島根県立大学	教授	松 田 善 臣	副会長
3	中国運輸局島根運輸支局	首席運輸企画専門官	齋 藤 慎 哉	代理 運輸企画専門官 竹原 弘貴
4	島根県地域振興部交通対策課	課長	嶋 田 大 輝	※代理 課長補佐 藤井 洋光
5	浜田警察署	交通課長	高 木 俊 輔	※代理 係長 林 克幸
6	国土交通省浜田河川国道事務所	副所長	庄 司 彰	
7	島根県浜田県土整備事務所	統括調整監	和 崎 歳 春	
8	浜田市社会福祉協議会	地域福祉係長	鎌 田 佳 奈	
9	浜田女性ネットワーク	会計監事	金 本 妙 子	
10	浜田市医師会	監事	河 野 通 久	欠席
11	浜田商工会議所	副会頭	今 井 久 晴	
12	石央商工会	事務局長	植 田 尚 樹	欠席
13	浜田地域協議会	委員	三 浦 美 穂	監事
14	金城地域協議会	委員	山 本 宏 明	
15	旭地域協議会	副会長	向 井 満 樹	※
16	弥栄地域協議会	委員	金 高 美 香	※
17	三隅地域協議会	委員	栗 山 恭 徳	
18	西日本旅客鉄道株式会社浜田統括駅	副統括駅長	中 嶋 真 吾	
19	石見交通株式会社	常務取締役	渡 辺 健 一	
20	島根県旅客自動車協会浜田支部	支部長	砂 田 光	監事
21	島根県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長	丸 山 武	代理 議長 高橋 卓己
22	株式会社Fromハート	事務長	足 立 豪	
23	有限会社弥栄総合企画	代表取締役	三 浦 道 憲	
24	大新東株式会社松江営業所	エリアマネージャー	福 間 公 啓	

《事務局関係出席者》

区 分	部 署	役 職	氏名	備考
事務局	地域政策部	部長	田 中 健 司	事務局長
	まちづくり社会教育課交通対策室	室長	大 驛 弘 訓	事務局次長
	まちづくり社会教育課交通対策室	公共交通係長	井 上 貴 之	事務局員
	まちづくり社会教育課交通対策室	同係主事	宮 家 隆 統	事務局員
支所	金城支所防災自治課	課 長	岩 本 洋 一	欠席
	旭支所防災自治課	課 長	戸 田 光 明	
	弥栄支所防災自治課	支所長	新 開 智 子	
	三隅支所防災自治課	課 長	齋 藤 丈 欽	

浜田市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、浜田市地域公共交通計画（法第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通計画をいう。以下「交通計画」という。）の策定に関する協議及び交通計画の実施に関し必要な協議等を行うとともに、市民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議等を行うため、浜田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第 2 条 協議会の事務所は、浜田市殿町 1 番地（浜田市役所内）に置く。

(所掌事務)

第 3 条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 交通計画の達成状況の評価に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(協議会の構成員)

第 4 条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市職員のうち市長が指名する者
- (2) 学識経験者
- (3) 次に掲げる団体等の代表者又はその推薦する者
 - ア 地域公共交通の利用者に関する団体
 - イ 公共交通事業者等
 - ウ 道路管理者
 - エ 島根県浜田警察署
 - オ 交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
 - カ 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
 - キ 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - ク 関係行政機関
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、協議会の運営上必要と認められる者

(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第 6 条 協議会に下記の役員を置く。

- (1) 会 長 1 人
- (2) 副会長 1 人
- (3) 監 事 2 人

- 2 会長は、第4条第1号に掲げる委員をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を統括する。
- 4 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の3分の2以上をもって決する。
- 4 会長は、会議への代理出席を認めることができる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる議題については、非公開で行うものとする。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めることができる。
- 7 会長は、協議会の議事に支障があると認められるときは、委員を退席させることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第8条 第3条各号に掲げる事項について協議会の業務を円滑に行うため、協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、会長、副会長及び委員の中から協議会が必要と認めた者で構成する。
- 3 幹事会は、必要に応じて関係者を招集し、意見を聴くことができる。

(部会)

第9条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が調った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、浜田市地域政策部まちづくり社会教育課交通対策室に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(監査)

第 13 条 会長は、毎会計年度終了後、必要な書類を監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 14 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償費及び旅費)

第 15 条 委員等が協議会の会議等に出席したときは、日額 6,000 円の報償費及び浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 20 年浜田市条例第 37 号）の例による旅費に相当する額の実費弁償を支給する。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。

(1) 国、県、市の常勤職員

(2) 前号に定めるもののほか、申し出のあった委員

(協議会が解散した場合の措置)

第 16 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(浜田市地域公共交通活性化協議会規約の廃止)

2 浜田市地域公共交通活性化協議会規約（平成 23 年制定）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

浜田市地域公共交通活性化協議会規約 新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

現行	改正後
(事務局) 第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局は、浜田市地域政策部<u>まちづくり社会教育課</u>に置く。 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。 (浜田市地域公共交通活性化協議会規約の廃止) 2 浜田市地域公共交通活性化協議会規約（平成23年制定）は、廃止する。	(事務局) 第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局は、浜田市地域政策部<u>まちづくり社会教育課交通対策室</u>に置く。 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。 (浜田市地域公共交通活性化協議会規約の廃止) 2 浜田市地域公共交通活性化協議会規約（平成23年制定）は、廃止する。 (施行期日) <u>1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。</u>

浜田市地域公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、浜田市地域公共交通活性化協議会規約（令和5年制定）第11条第3項の規定に基づき、浜田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他会長が必要と認める事項に関すること。

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、浜田市地域政策部長をもって充てる。
- 3 事務局次長は、浜田市地域政策部まちづくり社会教育課交通対策室長をもって充てる。
- 4 事務局員は、浜田市地域政策部まちづくり社会教育課交通対策室職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、事務局の運営に関する事項（次項各号に掲げるものを除く。）を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- 2 事務局次長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。
 - (1) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結等に関すること。
 - (2) 物品及び現金の出納に関すること。
 - (3) その他軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存等については、浜田市において定める取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の使用、保管等については、浜田市において定める取扱いの例による。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(浜田市地域公共交通活性化協議会事務局規程の廃止)
- 2 浜田市地域公共交通活性化協議会事務局規程（平成 23 年制定）は、廃止する。

附 則

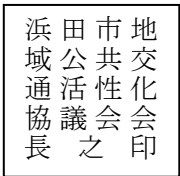
(施行期日)

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
浜田市地域 公共交通活 活性化協議会 会長之印		てん書	21×21	会長名をもって 発する文書	1	事務局長

事務局規定 新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

現行	改正後 (案)
(職員等) 第3条 事務局に事務局長、事務局次長、その他必要な職員を置く。 2 事務局長は、浜田市地域政策部長をもって充てる。 3 事務局次長は、浜田市地域政策部<u>まちづくり社会教育課長</u>をもって充てる。 4 事務局員は、浜田市地域政策部<u>まちづくり社会教育課</u>職員をもって充てる。 附 則 (施行期日) 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。	(職員等) 第3条 事務局に事務局長、事務局次長、その他必要な職員を置く。 2 事務局長は、浜田市地域政策部長をもって充てる。 3 事務局次長は、浜田市地域政策部<u>まちづくり社会教育課交通対策室長</u>をもって充てる。 4 事務局員は、浜田市地域政策部<u>まちづくり社会教育課交通対策室</u>職員をもって充てる。 附 則 (施行期日) 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。 (施行期日) <u>1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。</u>

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

浜 交 協 第 5 号
令和 8 年 6 月 29 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	浜田市地域公共交通活性化協議会
住 所	島根県浜田市殿町 1 番地
代表者氏名	会長 江角 学

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

令和 8 年 6 月 26 日
浜田市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

従来、島根県内においては、各市町村の交通サービスの水準・形態とも様々であり、どの路線を維持し、こういった手法で運行するかについては、最終的には、市町村の判断において設定されるべきものであるが、生活交通の確保については、県においても相当の責任を負うという考え方から、本県においては、一定の要件の下に県も支援を実施しており、県及び市町村が連携することにより、県民の日常生活に密着した生活交通の維持を図ってきたところである。また、JR西日本による三江線廃止に伴う沿線地域における代替交通の確保維持にも努めるなど、地域独自の課題への対応も県及び関係市町村で対応してきているところ、生活交通は地域の幹線に様々な形態の地域内交通が接続することによりネットワークを形成し、最も効率的にその機能を発揮するものであると考えられるが、本県においては、市街地を運行する系統も含めて、ほぼ全ての地域間幹線系統が事業として成り立たない状況にあり、本事業を活用して、ネットワークの核となる地域間幹線系統を持続的に維持確保しようとするものである。

浜田市においては、隣接する益田市、江津市へ通じる幹線交通である鉄道とバスを軸に、市域内に広範に路線バス、市生活路線バス、市予約型乗合タクシーにより構成される公共交通機関網が広がっている。これらの公共交通については、益田市や江津市の総合病院・大規模な商店等が当市民の日常生活機能を担う中で、幹線交通が貴重な手段として、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。

また、この幹線交通に通じる市生活路線バス等が支線の役割を果たしている。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。

加えて、バス乗務員不足の状況から路線廃止が行われており、令和 2 年度に 2 路線、令和 5 年度に 1 路線が廃止となっており、路線廃止後は浜田市による生活路線バスを運行している。今後も住民の通院・買い物を中心とした生活に不可欠な当該路線を存続していくことが必要である。

このため、地域公共交通確保維持事業により、周布江津線及び浜田益田線、弥栄線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・市内の路線全体の利用者数 5 5 0, 0 0 0 人以上とする。
 - ・補助対象路線別での利用者を
 - 【周布江津線】 2 1 3, 8 5 1 人以上
 - 【浜田益田線】 6 1, 2 8 4 人以上
 - 【弥栄線】 2 9, 2 3 1 人以上とする。
 - ・市内の路線の収支率を 4 0 % 以上とする。
 - ・市民 1 人当たりの地域公共交通に係る実質市負担額を 1, 0 6 0 円以内とする。
- 目標としては市内地域間幹線バス系統の輸送人員について、令和 7 年度実績値を上回ることとしながら、地元意見を積極的に取り入れて路線のあり方を今後も検討していく。
- 収支改善率について令和 7 年度実績値から 1 % 以上改善する。
- (浜田市地域公共交通計画 P 6 2 ～ 6 3 参照)

(2) 事業の効果

生活交通の多くが、地域間幹線系統と接続しており、主に自家用車等の移動手段を持たない住民が日常生活において広域的な移動することを可能にしている。

本事業により、地域間幹線系統の路線を維持することで、地域住民に必要不可欠な移動手段が確保される。

弥栄線を維持することにより、弥栄地域の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・体験乗車会（浜田市・石見交通）
 - ・免許返納割引制度PRや交通系ICカードの利用促進（石見交通）
 - ・系統や便数、運行ダイヤの見直し（石見交通）
 - ・バスマップの更新、作成と周知（浜田市）
 - ・人材確保（浜田市、石見交通）
 - ・利用促進に係る補助事業の実施（浜田市）
- （浜田市地域公共交通計画 P56～61参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表2のとおり。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
- ・住民ヒアリング（高齢者クラブや大学生等利用者からの意見聴取）

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

表4のとおり。

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

別添「生産性向上の取組検討シート」のとおり

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

該当なし

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

本市においては地域間幹線も含めて、ほぼ全ての生活路線は赤字であり、事業者にとって将来にわたって当該事業における利益が見込めない中で、多額の資金を必要とするバス車両の更新は大きな負担であることは明らかである。

こうしたことから、車両更新への支援は必要な路線を継続的に維持する上で必要不可欠であり、本事業を活用して、必要な車両更新を後押しすることにより、地域間幹線を持続的に維持確保しようとするものである。

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

- ・ノンステップバスの導入を図り、導入率100%を目標とする。
- ・補助対象路線別での利用者を
【周布江津線】 213, 851人以上
【浜田益田線】 61, 284人以上とする。

(2) 事業の効果

計画的に車両更新を進めることにより、順次、バス車両の快適性を高めることにより、利用者の増に寄与するとともに、また、ノンステップバスの導入を促進することを目標とし、障がい者や高齢者にとっても、よりやさしい公共交通となることを目指す。

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

表6、表7のとおり

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

浜田市地域公共交通活性化協議会

- ・令和8年6月17日 幹線系統について協議（書面審議）
- ・令和8年6月26日 承認

19. 利用者等の意見の反映状況

対象系統の沿線市町が住民や利用者から聴取した意見を、協議会において報告。便数の増、バス停の数や位置、案内・表示等についての細かな意見は様々あったが、いずれの幹線系統も沿線住民にとっては欠かせない重要な系統であり、現在運行している系統については、減便せず、引き続き運行を確保してもらいたいという意見が多数。

そのため、令和9年度の計画としては、現状程度の系統を維持し、今後も行政と沿線住民、事業者が連携し、時刻表・路線図の配布や案内板の設置などについて協議を行い、より一層の利用促進に努めることとした。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）島根県浜田市殿町1番地

（所 属）浜田市まちづくり社会教育課交通対策室

（氏 名）公共交通係 井上 貴之

（電 話）0855-25-9201

（e-mail）kotsu@city.hamada.lg.jp

令和 7 年度浜田市地域公共交通活性化協議会事業報告

1 協議会の開催

(1) 事業計画・予算等について協議するため、次のとおり協議会を開催した。

第 1 回	日 時	令和 7 年 6 月 17 日（火）※書面決議
	承認者数	24 名
	議 題	地域公共交通計画認定申請書について
第 2 回	日 時	令和 7 年 7 月 16 日（水）13 時 30 分～14 時 40 分
	出席者数	19 名
	議 題	・ 令和 6 年度事業報告及び決算・監査報告について ・ 令和 7 年度事業計画及び予算について
第 3 回	日 時	令和 7 年 12 月 19 日（金）※書面決議
	承認者数	24 名
	議 題	地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について

2 「浜田市地域公共交通計画」の進捗管理

「浜田市地域公共交通計画」に掲げる事業の進捗状況は以下のとおりであった。

(1) 広域交通の維持・確保及び市内生活交通の維持・確保

- ① 周辺自治体にまたがって運行する広域幹線及び地域内幹線の維持・確保にあたり、地域公共交通確保維持事業（幹線補助・車両購入）を活用するため、地域公共交通計画認定申請を行った。
- ② JR 山陰本線の維持・確保及び利用促進を検討するため、JR 山陰本線「益田－出雲市間」利用促進協議会設立に向けた準備を行った。
- ③ 市内の生活交通確保のため、市生活路線バス及び予約型乗合タクシーの運行を行った。

(2) 地域の交通資源を活用した生活交通の構築

- ① ドア・トゥ・ドアの交通手段として、地区まちづくり推進委員会と連携してあいのりタクシー等運行支援事業を 1 団体上限額 80 万円として実施した。
また、実施検討中の地区まちづくり推進委員会に対し、個別に補助制度の説明や事例の紹介をする等、事業の導入促進を図った。

(3) 補助制度の実施

- ① 令和 6 年 4 月からの敬老福祉乗車券交付事業（第 4 期）を交付上限冊数 15 冊（地域によっては 20 冊）で実施した。加えて、物価高騰対策として公共交通チケット（3,000 円分の乗車券を 1,000 円で販売※上限 2 冊）の交付を行った。
- ② 市内の高校生を対象にした通学定期券購入費補助事業を実施した。
- ③ 交通事業者の乗務員確保のための補助事業を実施した。

(4) 利用環境の整備・改善

浜田駅の駅前ロータリー歩道部分に案内看板を設置し、乗り換えの案内について改善を図った。



(5) 地域公共交通に対する意識の醸成・理解の促進

年々バスの利用者が減少する中、「駅北フェスタ」やバス路線が比較的充実している三隅地域の「みすみフェスティバル」において「バス体験乗車会」を開催して子どもから大人までバスを身近に感じてもらうことで、バスを利用するきっかけづくりとすることを目的に実施した。

実施日：令和7年10月18日（土）10時～15時

実施日：令和7年11月8日（日）10時～15時



(6) 先進技術を活用した地域公共交通サービスの調査・研究、検討・実施

AIによる配車システムを導入した先進市町のヒアリングを行い、事業の調査を行った。

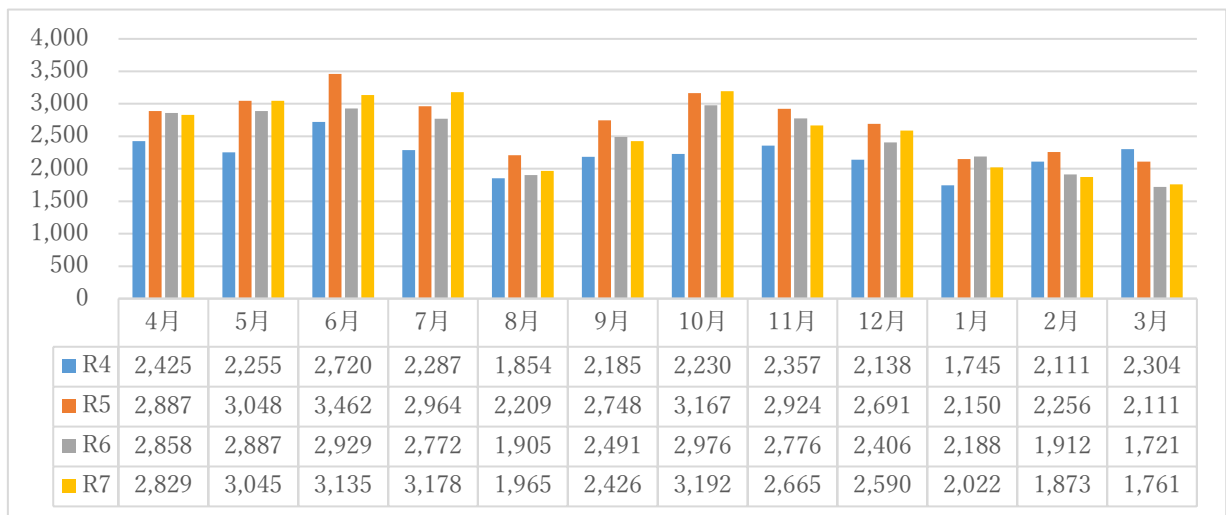
公共交通機関の利用状況等について

参考資料

1 生活路線バス利用者数と前年度比較

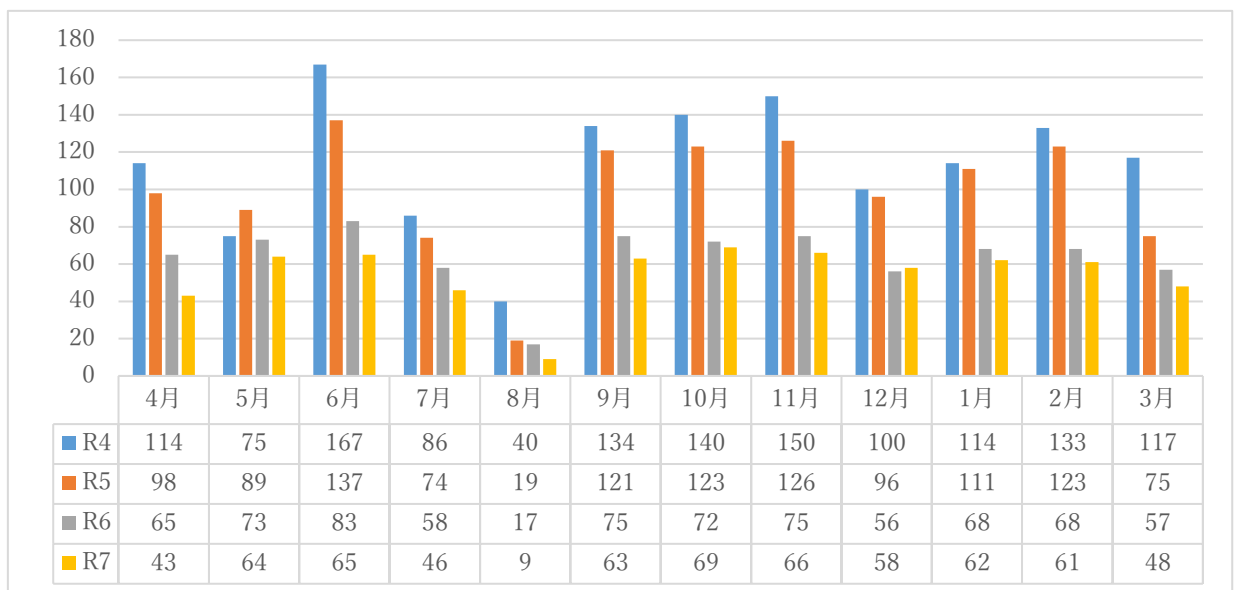
(1) 全路線合計(有福線除く)

令和4年度 (計画策定時現況)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	増減 (R7-R6)	前年度比 (R7/R6)	対令和4年度比 (R7/R4)
26,526人	32,617人	29,811人	30,681人	870人	102.9%	115.7%



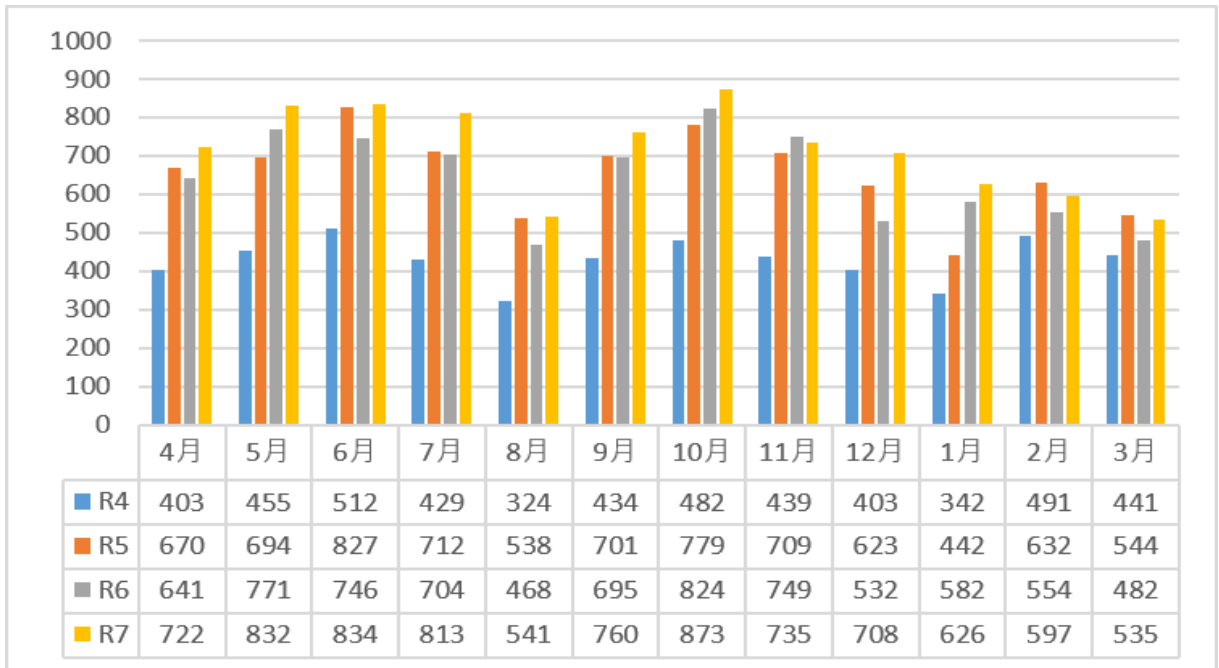
(2) 浜田路線(有福線除く)

令和4年度 (計画策定時現況)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	増減 (R7-R6)	前年度比 (R7/R6)	対令和4年度比 (R7/R4)
1,370人	1,192人	767人	654人	-113人	85.3%	47.7%



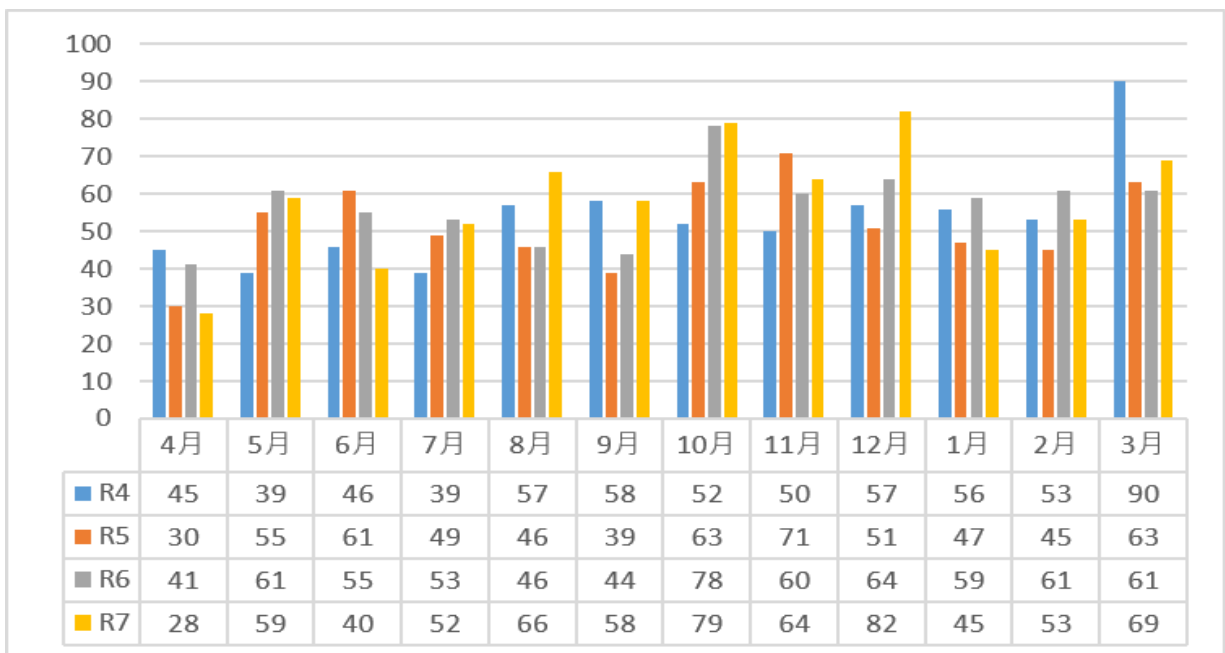
(3) 旭浜田路線

令和4年度 (計画策定時現況)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	増減 (R7-R6)	前年度比 (R7/R6)	対令和4年度比 (R7/R4)
5,155人	7,871人	7,748人	8,576人	828人	110.7%	166.4%



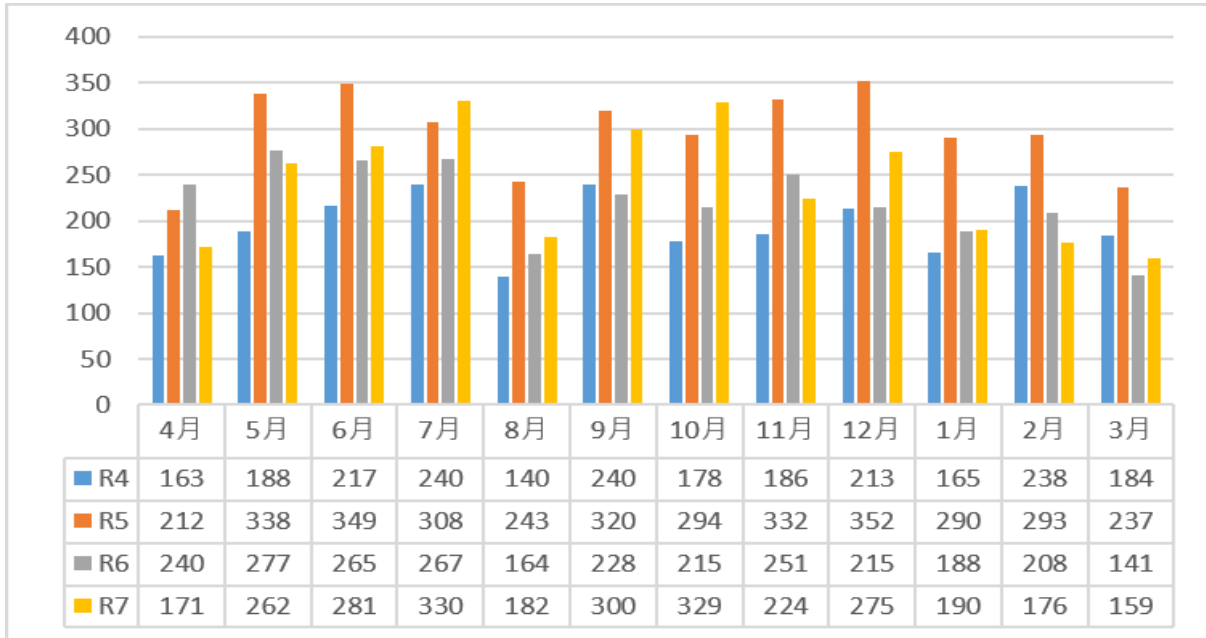
(4) 金城路線

令和4年度 (計画策定時現況)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	増減 (R7-R6)	前年度比 (R7/R6)	対令和4年度比 (R7/R4)
642人	620人	675人	695人	20人	103.0%	108.3%



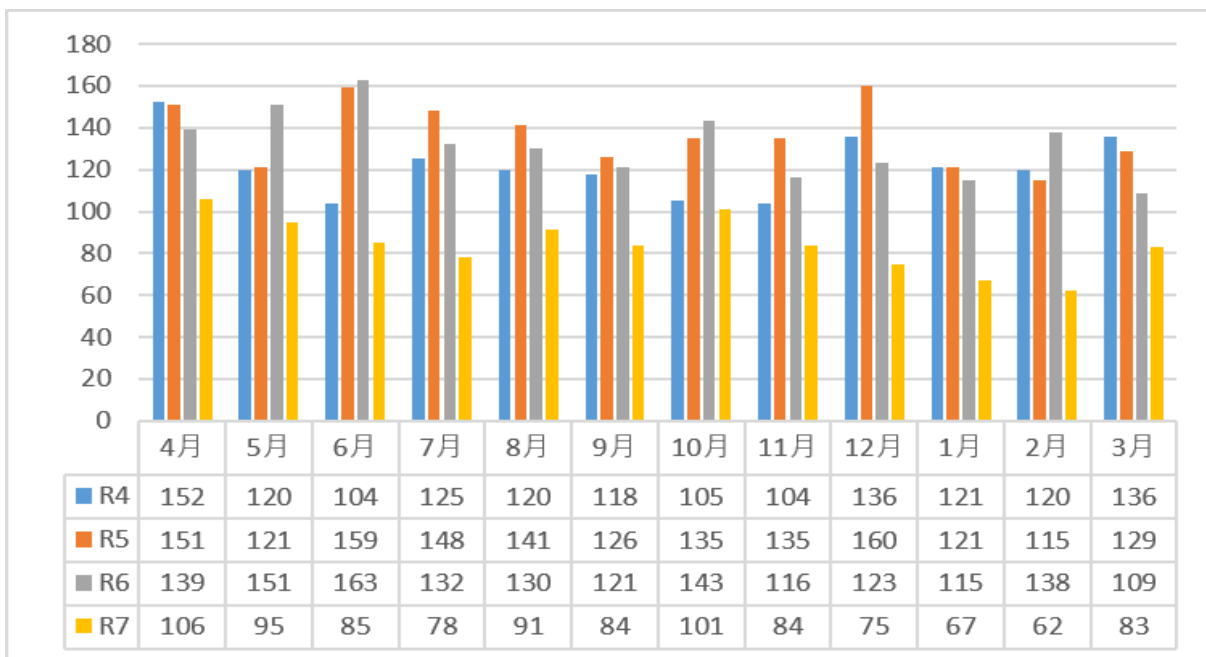
(5) 旭路線

令和4年度 (計画策定時現況)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	増減 (R7-R6)	前年度比 (R7/R6)	対令和4年度比 (R7/R4)
2,267人	3,568人	2,659人	2,879人	220人	108.3%	127.0%



(6) 弥栄野原線

令和4年度 (計画策定時現況)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	増減 (R7-R6)	前年度比 (R7/R6)	対令和4年度比 (R7/R4)
1,461人	1,641人	1,580人	1,011人	-569人	64.0%	69.2%



(7) 三隅路線

令和4年度 (計画策定時現況)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	増減 (R7-R6)	前年度比 (R7/R6)	対令和4年度比 (R7/R4)
15,631人	17,725人	16,384人	16,866人	482人	102.9%	107.9%



2 予約型乗合タクシー利用者数と前年度比較

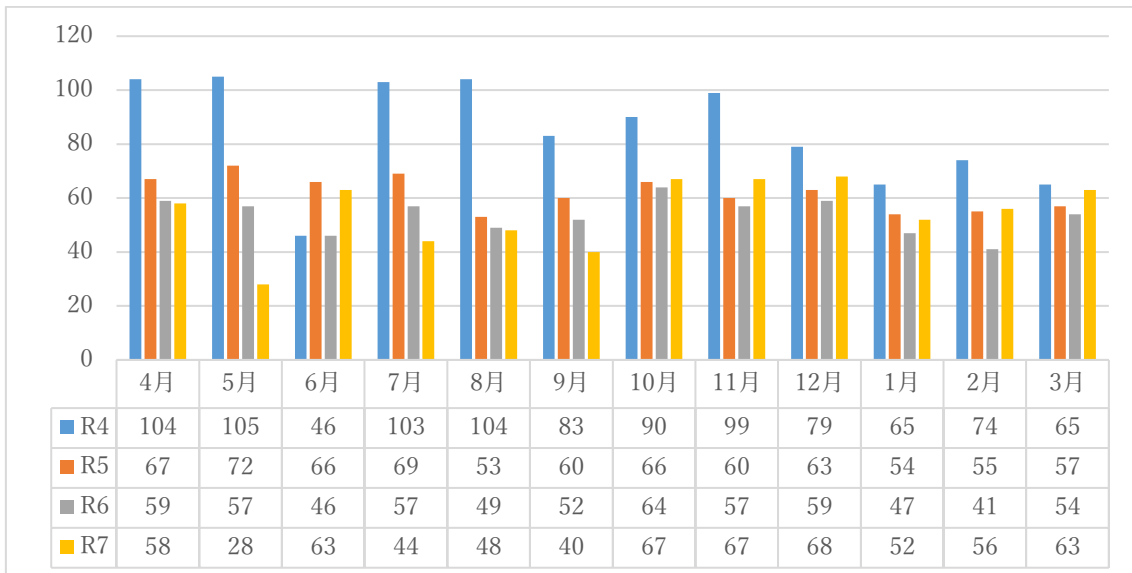
(1) 全地域合計

令和4年度 (計画策定時現況)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	増減 (R7-R6)	前年度比 (R7/R6)	対令和4年度比 (R7/R4)
3,584人	3,116人	2,854人	2,849人	-5人	99.8%	79.5%



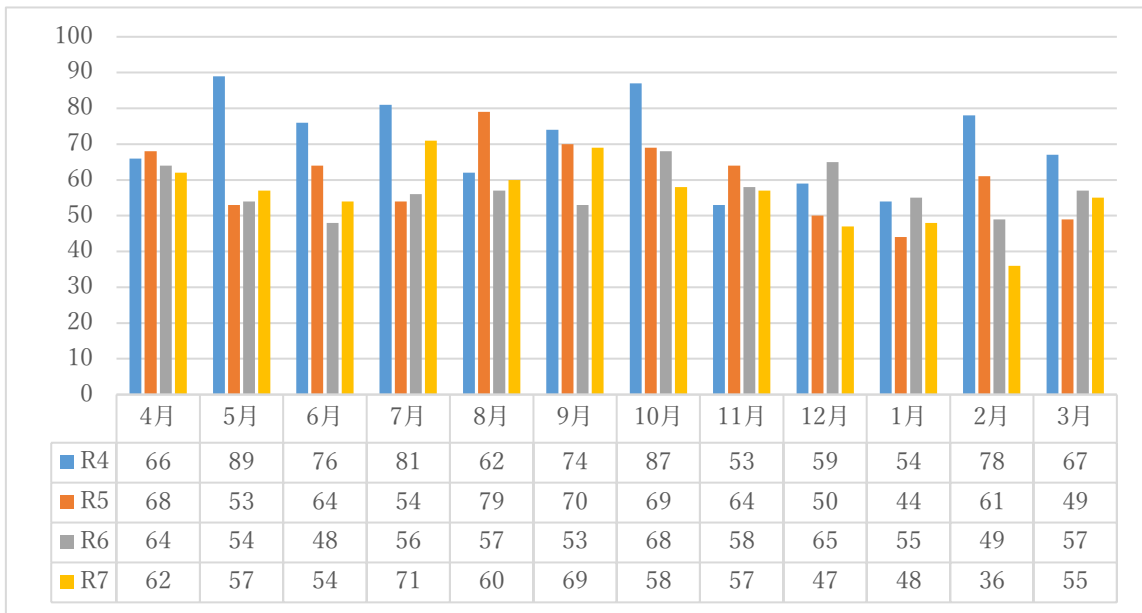
(2) 浜田地区

令和4年度 (計画策定時現況)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	増減 (R7-R6)	前年度比 (R7/R6)	対令和4年度比 (R7/R4)
1,017人	742人	642人	654人	12人	101.9%	64.3%



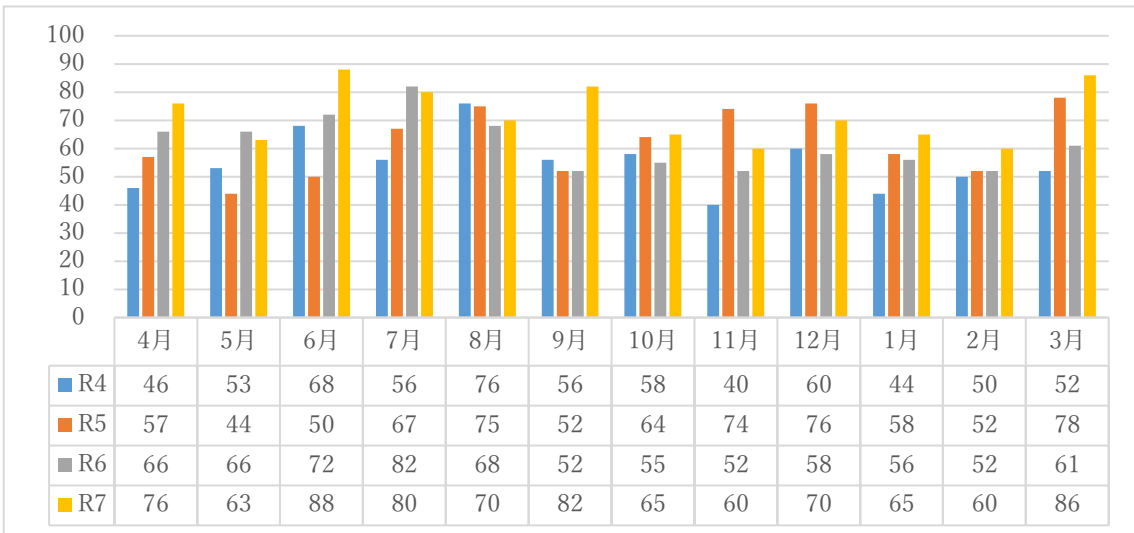
(3) 金城地区

令和4年度 (計画策定時現況)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	増減 (R7-R6)	前年度比 (R7/R6)	対令和4年度比 (R7/R4)
846人	725人	684人	674人	-10人	98.5%	79.7%



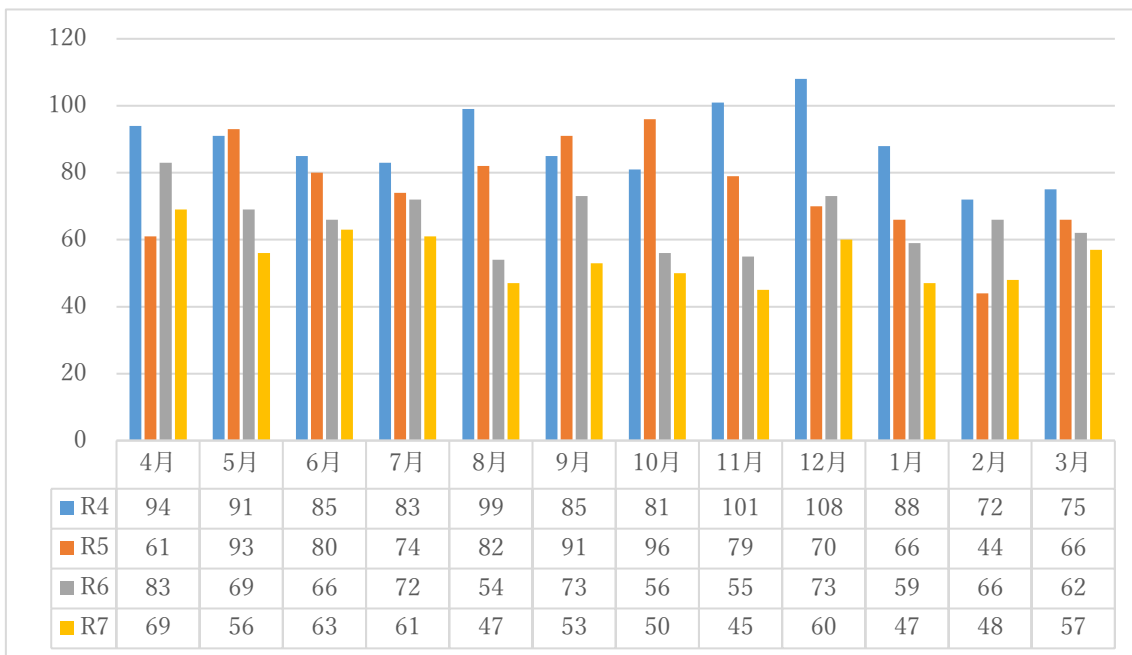
(4) 旭地区

令和4年度 (計画策定時現況)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	増減 (R7-R6)	前年度比 (R7/R6)	対令和4年度比 (R7/R4)
659人	747人	740人	865人	125人	116.9%	131.3%



(5) 弥栄地区

令和4年度 (計画策定時現況)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	増減 (R7-R6)	前年度比 (R7/R6)	対令和4年度比 (R7/R4)
1,062人	902人	788人	656人	-132人	83.2%	61.8%



3 あいのりタクシー等運行支援事業の活用状況について

	R4 (計画策定時現況)			R5			R6			R7		
	団体数		件数	団体数		件数	団体数		件数	団体数		件数
浜田	0	(21)	0	0	(21)	0	3	(24)	8	6	(24)	34
金城	4	(6)	22	5	(6)	29	6	(6)	33	6	(6)	30
旭	5	(5)	27	5	(5)	37	5	(5)	28	5	(5)	31
弥栄	1	(1)	4	1	(1)	3	1	(1)	3	1	(1)	2
三隅	3	(6)	7	4	(6)	19	4	(6)	17	5	(6)	45
合計	13	(39)	60	15	(39)	88	19	(42)	89	23	(42)	142
補助金額	1,669,945円			4,327,170円			6,442,560円			8,125,390円		

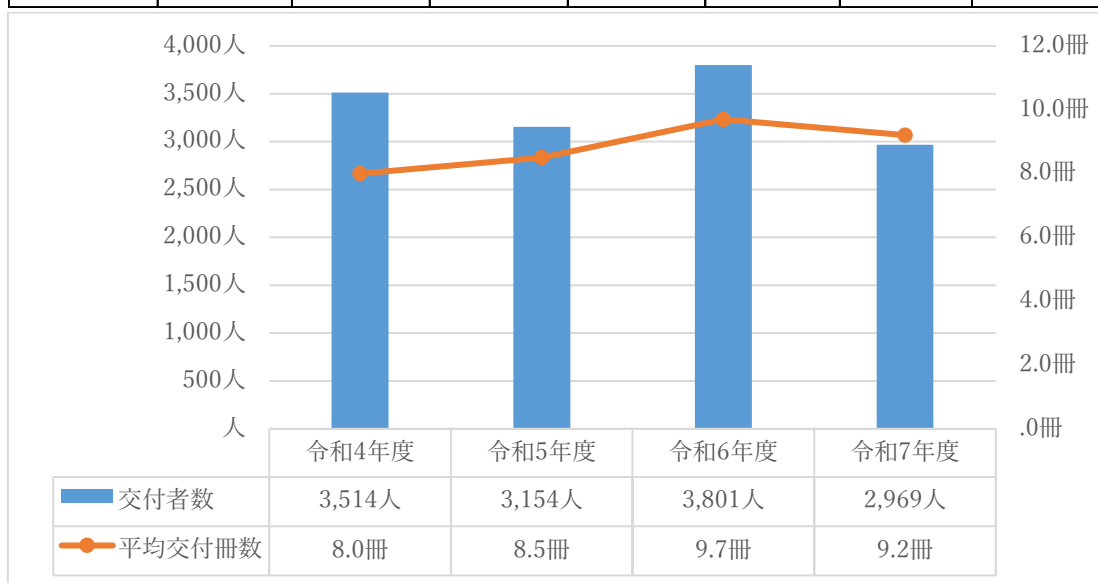
※団体数の()は各地域内の地区まちづくり推進委員会数

※件数は申請件数で、継続運行と単発運行の合計

4 敬老福祉乗車券の販売実績・利用状況

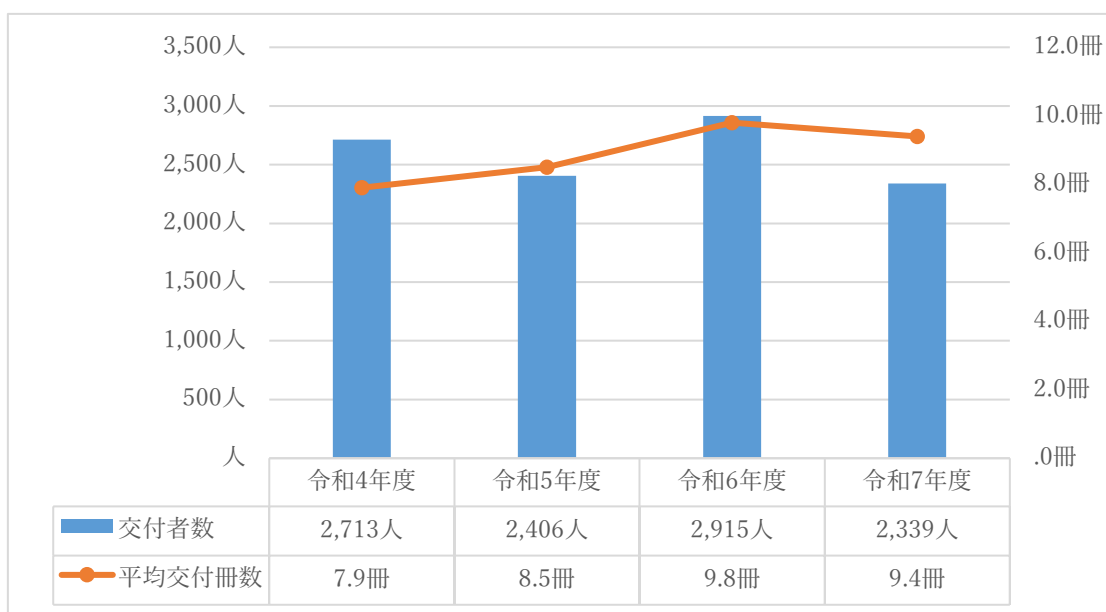
(1) 全地域合計

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	増減 (R7-)	前年度比 (R7/R6)	対令和4年度比 (R7/R4)
交付者数	3,514人	3,154人	3,801人	2,969人	-832人	78.1%	84.5%
交付率	22.6%	20.4%	24.9%	19.7%	-5%	79.1%	87.2%
平均交付冊数	8.0冊	8.5冊	9.7冊	9.2冊	-0.5冊	94.8%	115.0%



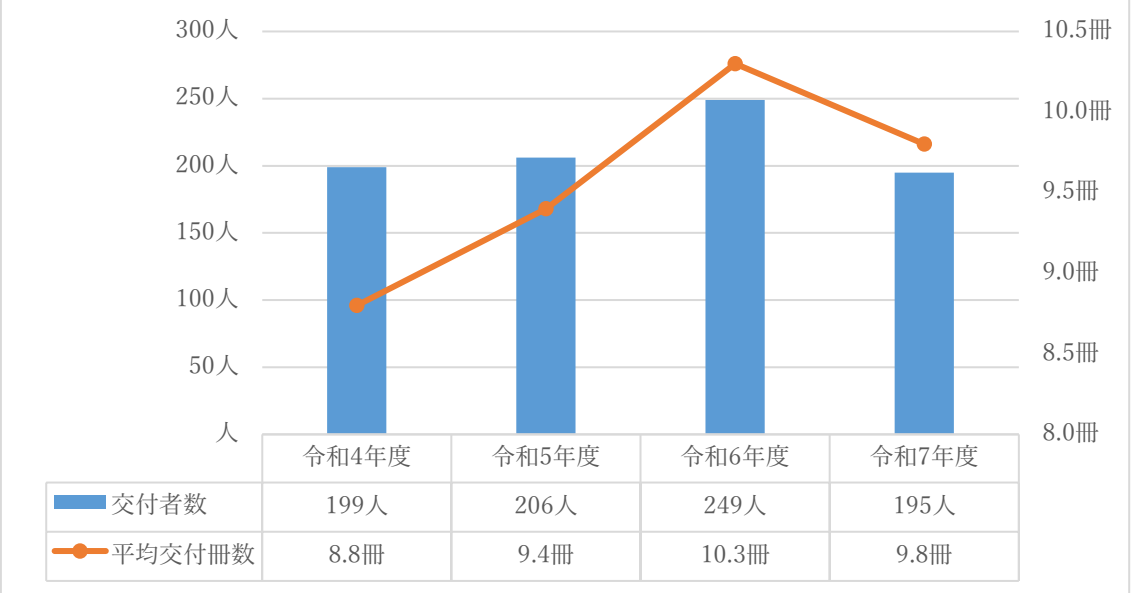
(2) 浜田地域

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	増減 (R7-)	前年度比 (R7/R6)	対令和4年度比 (R7/R4)
交付者数	2,713人	2,406人	2,915人	2,339人	-576人	80.2%	86.2%
交付率	25.0%	22.3%	27.4%	22.2%	-5%	81.0%	88.8%
平均交付冊数	7.9冊	8.5冊	9.8冊	9.4冊	-0.4冊	95.9%	119.0%



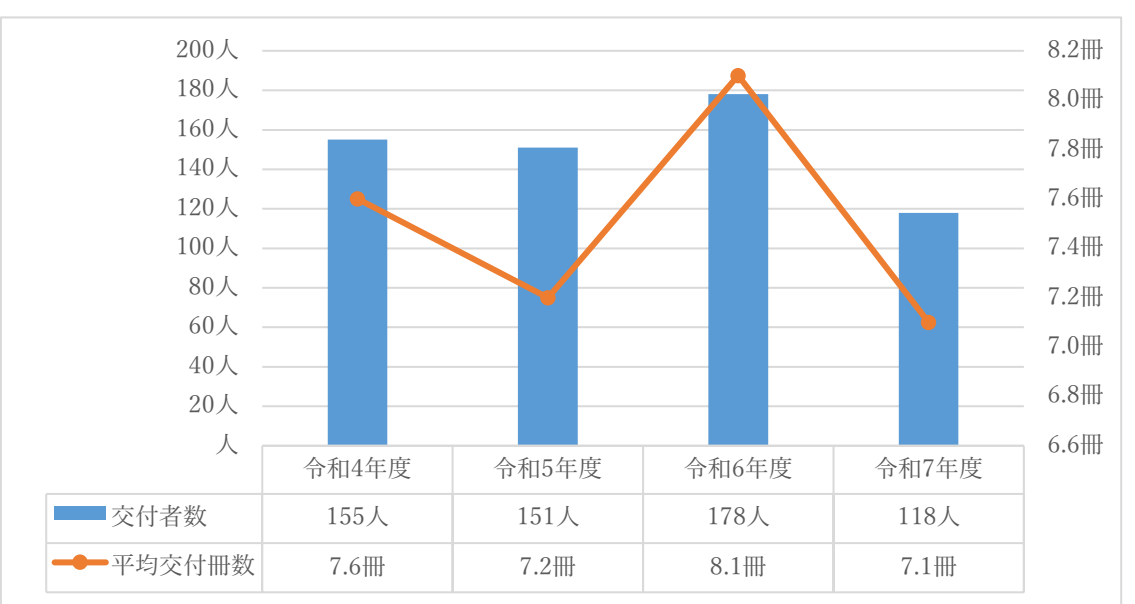
(3) 金城地域

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	増減 (R7-	前年度比 (R7/R6)	対令和4年度比 (R7/R4)
交付者数	199人	206人	249人	195人	-54人	78.3%	98.0%
交付率	14.8%	15.4%	18.6%	14.7%	-4%	79.0%	99.3%
平均交付冊数	8.8冊	9.4冊	10.3冊	9.8冊	-0.5冊	95.1%	111.4%



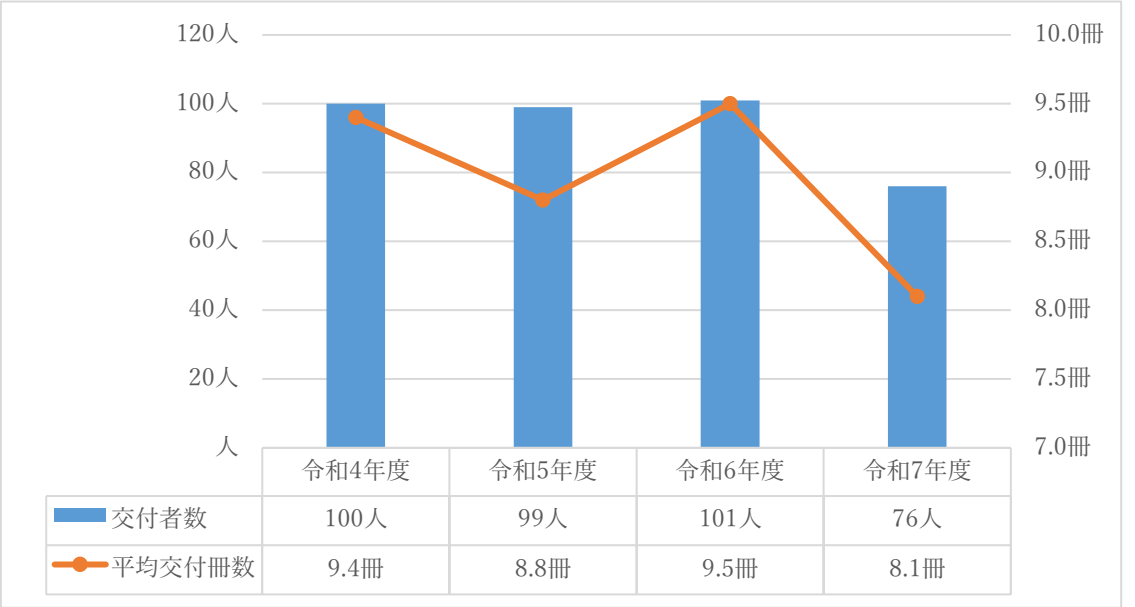
(4) 旭地域

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	増減 (R7-	前年度比 (R7/R6)	対令和4年度比 (R7/R4)
交付者数	155人	151人	178人	118人	-60人	66.3%	76.1%
交付率	17.3%	17.2%	20.6%	13.8%	-7%	67.0%	79.8%
平均交付冊数	7.6冊	7.2冊	8.1冊	7.1冊	-1.冊	87.7%	93.4%



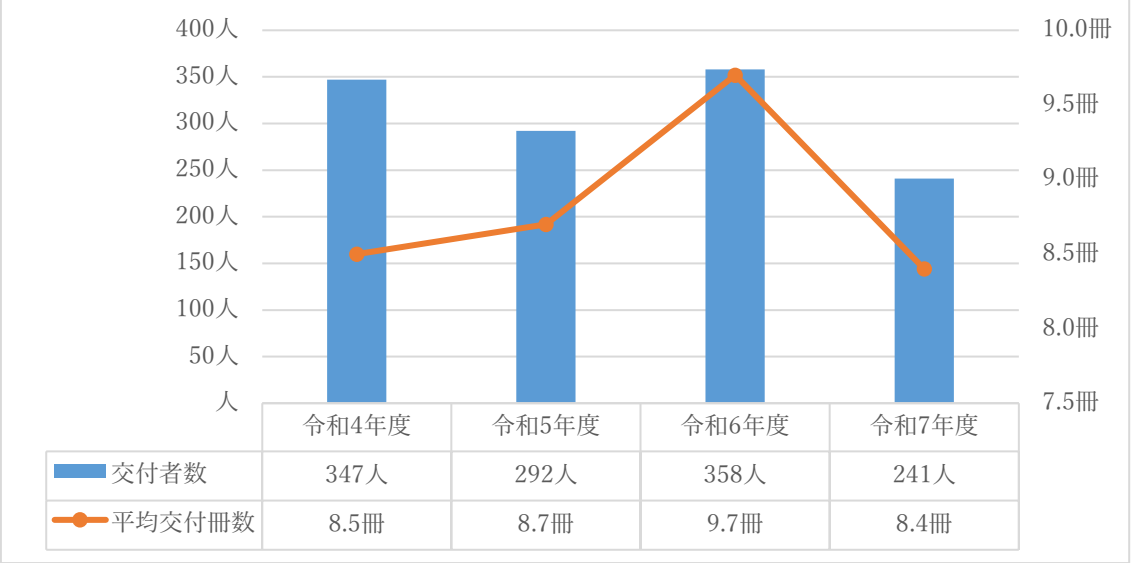
(5) 弥栄地域

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	増減 (R7-	前年度比 (R7/R6)	対令和4年度比 (R7/R4)
交付者数	100人	99人	101人	76人	-25人	75.2%	76.0%
交付率	21.0%	20.7%	21.5%	16.5%	-5%	76.7%	78.6%
平均交付冊数	9.4冊	8.8冊	9.5冊	8.1冊	-1.4冊	85.3%	86.2%



(6) 三隅地域

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	増減 (R7-	前年度比 (R7/R6)	対令和4年度比 (R7/R4)
交付者数	347人	292人	358人	241人	-117人	67.3%	69.5%
交付率	17.5%	14.9%	18.2%	12.6%	-6%	69.2%	72.0%
平均交付冊数	8.5冊	8.7冊	9.7冊	8.4冊	-1.3冊	86.6%	98.8%



令和8年7月10日

浜田市地域公共交通活性化協議会

会長 江 角 学 様

監事 砂田 光

会計監査報告書

令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）浜田市地域公共交通活性化協議会の決算について、下記のとおり監査を実施しましたので、報告します。

記

1 監査実施日 令和8年7月10日（金）

2 監査結果

予算整理簿、現金出納簿、通帳及び証票書類等を監査した結果、適正に執行されていることを認めます。

令和 8 年 7 月 13 日

浜田市地域公共交通活性化協議会

会長 江 角 学 様

監事 三浦 美穂



会計監査報告書

令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）浜田市地域公共交通活性化協議会の決算について、下記のとおり監査を実施しましたので、報告します。

記

1 監査実施日 令和 8 年 7 月 13 日（月）

2 監査結果

予算整理簿、現金出納簿、通帳及び証票書類等を監査した結果、適正に執行されていることを認めます。

令和7年度浜田市地域公共交通活性化協議会決算書

資料3-3

【収 入】

(単位:円)

款・項・目	節				備 考
	区 分	予算額(A)	決算額 (B)	差額 (A-B)	
1 補助金 1 補助金 1 浜田市補助金	浜田市補助金	500,000	283,440	216,560	
2 諸収入 1 雑入 1 雑入	利子収入	1,000	677	323	
収入合計		501,000	284,117	216,883	

【支 出】

(単位:円)

款・項・目	節				備 考
	区 分	予算額(A)	決算額 (B)	差額 (A-B)	
1 運営費		380,000	81,602	△ 298,398	
1 会議費		255,000	57,942	△ 197,058	
1 会議費		255,000	57,942	△ 197,058	
	ア 報償費	204,000	48,000	△ 156,000	
	イ 旅費	39,000	8,621	△ 30,379	
	ウ 需用費	12,000	1,321	△ 10,679	
2 事務費		125,000	23,660	△ 101,340	
1 事務費		125,000	23,660	△ 101,340	
	エ 旅費	45,000	0	△ 45,000	
	オ 需用費	50,000	0	△ 50,000	
	カ 役務費	30,000	23,660	△ 6,340	
2 事業費		120,000	202,515	82,515	
1 事業費		120,000	202,515	82,515	
1 事業費		120,000	202,515	82,515	
3 予備費		1,000	0	△ 1,000	
1 予備費		1,000	0	△ 1,000	
1 予備費		1,000	0	△ 1,000	
支出合計		501,000	284,117	△ 216,883	

令和 8 年度浜田市地域公共交通活性化協議会事業計画（案）

1 会議等の開催予定

(1) 第 1 回協議会

書面決議：地域公共交通計画認定申請書

(2) 第 2 回協議会

開催時期：令和 8 年 7 月

会議内容：①令和 6 年度事業報告及び決算・監査報告

②令和 7 年度事業計画及び予算の承認

(3) 第 3 回協議会

開催時期：令和 8 年 10 月

(4) 第 4 回協議会

開催時期：令和 9 年 2 月

※ 必要に応じてワーキング等の開催を検討

※ 第 3 回は市営生活路線バス等の見直しについて、第 4 回協議会は浜田市地域公共交通計画の進捗状況の報告、次年度の事業検討等を予定

2 公共交通利用促進の取組

(1) バス体験乗車会の開催

民間バス事業者と連携し、市内のイベントや地域のサロン等の開催に併せて、路線バスの展示・体験乗車会やバスの乗り方教室を開催し、バスに不慣れな方にもバスに親しんでもらう取組を行う。

(2) 公共交通に関する積極的な情報提供

①公共交通を利用して支えるという意識の醸成を目指し、利用者が減少している公共交通利用の実態について、市民への周知を図る。

②市内で運行する公共交通の情報や乗り方等を取りまとめ、ホームページや紙媒体で情報を発信する。

3 地域公共交通サービスの調査・検討

地域特性にあった公共交通サービスの運行に向けて、現行制度等の調査・分析・整理を行う。また、行政に限らず交通事業者、住民も含めたワークショップを行い、浜田市の交通課題の整理と事業の立案を図り、地域公共交通計画の改定案を作成する。

※国事業を活用

令和8年度浜田市地域公共交通活性化協議会予算(案)

資料4-2

【収 入】

(単位:円)

款・項・目	節				備 考
	区 分	予算額(A)	前年度 予算額 (B)	差額 (A-B)	
1 補助金 1 補助金 1 浜田市補助金	浜田市補助金	500,000	500,000	0	
2 諸収入 1 雑入 1 雑入	利子収入	1,000	1,000	0	
収入合計		501,000	501,000	0	

【支 出】

(単位:円)

款・項・目	節				備 考
	区 分	予算額(A)	前年度 予算額 (B)	差額 (A-B)	
1 運営費		317,000	380,000	△ 63,000	
1 会議費		192,000	255,000	△ 63,000	
1 会議費		192,000	255,000	△ 63,000	
	ア 報償費	153,000	204,000	△ 51,000	
	イ 旅費	30,000	39,000	△ 9,000	
	ウ 需用費	9,000	12,000	△ 3,000	
2 事務費		125,000	125,000	0	
1 事務費		125,000	125,000	0	
	エ 旅費	45,000	45,000	0	
	オ 需用費	50,000	50,000	0	
	カ 役務費	30,000	30,000	0	
2 事業費		184,000	120,000	64,000	
1 事業費		184,000	120,000	64,000	
1 事業費		184,000	120,000	64,000	
3 予備費		0	1,000	△ 1,000	
1 予備費		0	1,000	△ 1,000	
1 予備費		0	1,000	△ 1,000	
支出合計		501,000	501,000	0	